デジタル技術活用人材育成事業業務委託仕様書

1. 業務名

デジタル技術活用人材育成事業業務委託

2. 業務の場所

大山町地内

3. 委託期間

契約日から令和8年3月31日

4. 業務目的

本事業は、実践的な先端デジタル技術の習得を促し、町内の商工業の発展に資する即戦力人材の育成や、ミスマッチ改善に伴う雇用促進を目的として、町民又は町内企業勤務者向けに3DCGを活用するための技術習得を目指す研修を実施する。

5. 本業務の目標

建築設計や製品構造等の3Dモデル化を行うなどの技術活用を行うことで、設計確認や製品プロタイプの検証などの企業活動における生産性の向上や顧客満足度向上に資する3DCG技術の取得した人材育成を目指すこととする。

6. 業務内容

大山町の住民もしくは町内で勤務する方を対象に、設計確認や製品検証等、企業活動や製品 PRなどに活用できる 3DC G技術習得のための研修を「UNREAL ENGINE」や「Matterport」等を用いて研修を実施する。

- (1) 開催日、実施場所については、商工観光課と協議のうえ決定し、受託者が調整する。
- (2) 研修の募集に関する印刷物等は受託者で作成し、町で周知を行う。
- (3) 講座の参加定員は15名とする。なお、最少催行人数は10名とし、申込者が9名以下の場合は中止とする。中止の場合、委託金額の支払額については、既実施分等を考慮して、双方協議のうえ決定することとする。
- (4) 3 D C G活用の基礎から実践的な知識まで学べる講座とし、10 回以上の研修を行うこと
- (5) 研修結果の習得した技術の成果発表を1回以上設け、参加者へのフィードバックを1回以上 実施することと。
- (6) 研修及び成果発表は令和8年3月16日(月)までに実施を終えること。
- (7) 講座実施にあたり、必要となるスペックが一般的な家庭用パソコン等では対応困難な場合、 円滑な受講のため、希望者に機器のレンタル提供を行うこととし、受託者が調達すること。

- (8) 受講者が参加しやすい環境づくりのため、講座の映像等を利用したサポート(受講者向けアーカイブ配信など)を行うこと。
- (9) 実施にあたっては、商工観光課との打ち合わせを行う。打ち合わせ日程や場所、方法については、双方協議のうえ決定するものとする。

7. 業務完了時の提出書類

- (1) 実績報告書 2部
- (2) 業務完了届 1部
- (3) (1)、その他研修資料を含んだ CD-R 等 1 枚
- (4) その他町長が必要と認める書類

8. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 一括下請け又は一括委任の禁止

受託者は、業務の全部若しくはその主たる部分の業務を一括して、第三者に請け負わせ、 又は委任してはならない。ただし、あらかじめ町の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (2) 守秘義務
 - ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のため に利用することはできない。
 - イ 成果品(業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ町の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 著作権の取り扱い
 - ア 本業務の成果発表等により新たに発生した著作権は、本町に帰属するものとし、本町は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保物」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、本町は、権利留保物についての当該権利を独占的に使用できるものとする。
 - イ 受託者は、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合には、当該著 作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければ ならない。
- (4) 肖像権に関する事項

受託者は、本業務の実施に当たって得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、情報の漏洩、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。